

滋賀県税条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）等の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県税条例（昭和 25 年滋賀県条例第 55 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 地方税法施行令等の一部改正に伴う条項の移動等により、必要な規定の整理を行うこととします。（付則第 9 条、第 10 条の 2 の 2、第 10 条の 3、第 11 条の 2、第 14 条の 2 の 2 および第 14 条の 2 の 3 関係）
- (2) この条例は、一部の改正規定を除き、平成 29 年 1 月 1 日から施行することとします。

滋賀県税条例新旧対照表

旧	新
第1条～付則第8条の2 省略 (不動産取得税の減額等) 第9条 心身障害者を多数雇用するものとして施行令附則第9条第1項に規定する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第49条第1項第6号の助成金その他これに類するものとして施行規則附則第3条の2の17に規定するものの支給を受けて、当該事業所の事業の用に供する施設で施行令附則第9条第2項に規定するものを取得した場合において、その者が当該施設の取得の日から引き続き3年以上当該施設を当該事業所の事業の用に供したときは、当該施設の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が平成23年改正法の施行の日の翌日から平成27年3月31日までの間に行われたときに限り、納税者の申請により、当該税額から価格の10分の1に相当する額に税率を乗じて得た額を減額する。 2～4 省略	第1条～付則第8条の2 省略 (不動産取得税の減額等) 第9条 心身障害者を多数雇用するものとして施行令附則第9条第1項に規定する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第49条第1項第6号の助成金その他これに類するものとして施行規則附則第3条の2の18に規定するものの支給を受けて、当該事業所の事業の用に供する施設で施行令附則第9条第2項に規定するものを取得した場合において、その者が当該施設の取得の日から引き続き3年以上当該施設を当該事業所の事業の用に供したときは、当該施設の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が平成23年改正法の施行の日の翌日から平成27年3月31日までの間に行われたときに限り、納税者の申請により、当該税額から価格の10分の1に相当する額に税率を乗じて得た額を減額する。 2～4 省略
付則第9条の2～付則第10条の2 省略 (自動車取得税の税率の特例) 第10条の2の2 省略 2 省略 (1) 省略 ア 省略 (ア) および(イ) 省略 (ウ) エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第80条第1号に規定するエネルギー消費効率（以下この条お	付則第9条の2～付則第10条の2 省略 (自動車取得税の税率の特例) 第10条の2の2 省略 2 省略 (1) 省略 ア 省略 (ア) および(イ) 省略 (ウ) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条お

より付則第10条の2の4第1項において「エネルギー消費効率」という。)が施行規則附則第4条の4第9項に規定するエネルギー消費効率(第4項において「基準エネルギー消費効率」という。)であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条および付則第10条の2の4第1項において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

イおよびウ 省略

(2) 省略

3 および4 省略

付則第10条の2の3～付則第10条の2の8 省略

(自動車税の税率の特例)

第10条の3 省略

2 省略

3 省略

(1)～(3) 省略

(4) エネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率(以下この条において「エネルギー消費効率」という。)が施行規則附則第5条の2第6項に規定するエネルギー消費効率(次項において「基準エネルギー消費効率」という。)であつて平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(第6項において「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則附則第5条の2第7項に規定するもの(以下この条において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。)の4分の1を超えない

より付則第10条の2の4第1項において「エネルギー消費効率」という。)が施行規則附則第4条の4第9項に規定するエネルギー消費効率(第4項において「基準エネルギー消費効率」という。)であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条および付則第10条の2の4第1項において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

イおよびウ 省略

(2) 省略

3 および4 省略

付則第10条の2の3～付則第10条の2の8 省略

(自動車税の税率の特例)

第10条の3 省略

2 省略

3 省略

(1)～(3) 省略

(4) エネルギーの使用の合理化等に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率(以下この条において「エネルギー消費効率」という。)が施行規則附則第5条の2第6項に規定するエネルギー消費効率(次項において「基準エネルギー消費効率」という。)であつて平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(第6項において「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則附則第5条の2第7項に規定するもの(以下この条において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。)の4分の1を超えない

もので施行規則附則第5条の2第8項に規定するもの

表 省略

4～7 省略

付則第11条 省略

(上場株式等に係る配当所得等に係る県民税の課税の特例)

第11条の2 当分の間、県民税の所得割の納稅義務者が前年中に租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等（以下この項において「上場株式等の配当等」という。）を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る利子所得および配当所得については、第18条および第20条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る利子所得の金額および配当所得の金額として政令で定める

ところにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る配当所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税配当所得等の金額（上場株式等に係る配当所得等の金額（第3項第1号の規定により読み替えて適用される第19条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の2に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、付則第5条第1項の規定は、適用しない。

2および3 省略

付則第12条～付則第14条の2 省略

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)

第14条の2の2 当分の間、県民税の所得割の納稅義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第18条および第20条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等

もので施行規則附則第5条の2第8項に規定するもの

表 省略

4～7 省略

付則第11条 省略

(上場株式等に係る配当所得等に係る県民税の課税の特例)

第11条の2 当分の間、県民税の所得割の納稅義務者が前年中に租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等（以下この項において「上場株式等の配当等」という。）を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る利子所得および配当所得については、第18条および第20条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る利子所得の金額および配当所得の金額として施行令附則16条の2の11第1項に規定するところにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る配当所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税配当所得等の金額（上場株式等に係る配当所得等の金額（第3項第1号の規定により読み替えて適用される第19条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の2に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、付則第5条第1項の規定は、適用しない。

2および3 省略

付則第12条～付則第14条の2 省略

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)

第14条の2の2 当分の間、県民税の所得割の納稅義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第18条および第20条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等

に係る譲渡所得等の金額として政令で定める」ところにより計算した金額（当該県民税の所得割の納稅義務者が特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（法第32条第15項の規定により同条第14条の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（第3項において準用する前条第3項第2号の規定により読み替えて適用される第19条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の2に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2および3 省略

（特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）

第14条の2の3 県民税の所得割の納稅義務者について、その有する租税特別措置法第37条の11の2第1項に規定する特定管理株式等（以下この条において「特定管理株式等」という。）、同項に規定する特定保有株式（以下この条において「特定保有株式」という。）または同項に規定する特定口座内公社債（以下この条において「特定口座内公社債」という。）が株式または同法第37条の10第2項第7号に規定する公社債としての価値を失したことによる損失が生じた場合として同法第37条の11の2第1項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式、特定保有株式または特定口座内公社債の譲渡をしたことと、当該損失の金額として施行令附則第18条の2第1項に規定する金額は付則第14条の2の6第2項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条、前条および付則第14条の2の6の規定

に係る譲渡所得等の金額として施行令附則第18条の2第1項に規定するところにより計算した金額（当該県民税の所得割の納稅義務者が特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（法第32条第15項の規定により同条第14条の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（第3項において準用する前条第3項第2号の規定により読み替えて適用される第19条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の2に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2および3 省略

（特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）

第14条の2の3 県民税の所得割の納稅義務者について、その有する租税特別措置法第37条の11の2第1項に規定する特定管理株式等（以下この条において「特定管理株式等」という。）、同項に規定する特定保有株式（以下この条において「特定保有株式」という。）または同項に規定する特定口座内公社債（以下この条において「特定口座内公社債」という。）が株式または同法第37条の10第2項第7号に規定する公社債としての価値を失したことによる損失が生じた場合として同法第37条の11の2第1項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式、特定保有株式または特定口座内公社債の譲渡をしたことと、当該損失の金額として施行令附則第18条の3第1項に規定する金額は付則第14条の2の6第2項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条、前条および付則第14条の2の6の規定

その他の県民税に関する規定を適用する。

- 2 県民税の所得割の納稅義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11の2第1項に規定する特定管理口座（その者が2以上の特定管理口座を有する場合には、それぞれの特定管理口座。以下この項において「特定管理口座」という。）に係る同条第1項に規定する振替口座簿（次条第1項において「振替口座簿」という。）に記載もしくは記録がされ、または特定管理口座に保管の委託がされている特定管理株式等の譲渡（同法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいう。以下この項および次条から付則第14条の3までにおいて同じ。）をした場合には、施行令附則第18条の2第3項に規定するところにより、当該特定管理株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額または雑所得の金額と当該特定管理株式等の譲渡以外の同法第37条の10第2項に規定する株式等（次条および付則第14条の3において「株式等」という。）の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額または雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。
- 3 第1項の規定は、施行令附則第18条の2第4項に規定するところにより、第1項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の法第45条の2第1項または第3項の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納稅通知書が送達される時までに提出されたものおよびその時までに提出された法第45条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

以下 省略

その他の県民税に関する規定を適用する。

- 2 県民税の所得割の納稅義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11の2第1項に規定する特定管理口座（その者が2以上の特定管理口座を有する場合には、それぞれの特定管理口座。以下この項において「特定管理口座」という。）に係る同条第1項に規定する振替口座簿（次条第1項において「振替口座簿」という。）に記載もしくは記録がされ、または特定管理口座に保管の委託がされている特定管理株式等の譲渡（同法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいう。以下この項および次条から付則第14条の3までにおいて同じ。）をした場合には、施行令附則第18条の3第2項に規定するところにより、当該特定管理株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額または雑所得の金額と当該特定管理株式等の譲渡以外の同法第37条の10第2項に規定する株式等（次条および付則第14条の3において「株式等」という。）の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額または雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。
- 3 第1項の規定は、施行令附則第18条の3第3項に規定するところにより、第1項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の法第45条の2第1項または第3項の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納稅通知書が送達される時までに提出されたものおよびその時までに提出された法第45条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

以下 省略